



名古屋市告示第 552号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更します。

平成30年 9月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設等の名称

堀留前駐車場（若宮大通公園）

2 変更内容

平成31年 4月 1日から同年12月30日まで、平成32年 1月 2日から同年12月30日まで及び平成33年 1月 2日から同年12月30日までを供用しない日に変更します。

3 変更理由

堀留橋耐震対策工事（堀留橋撤去工事）のため

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 553号

久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）公募設置等計画の変更の認定

都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5条の 6第 2項の規定により、次のとおり公募設置等計画の変更が適当である旨の認定をしました。

その関係図書を名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成30年 9月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 認定計画提出者

三井不動産株式会社

2 変更の認定をした日

平成30年 9月12日

3 認定の有効期間

平成30年 9月13日から平成50年 2月28日まで

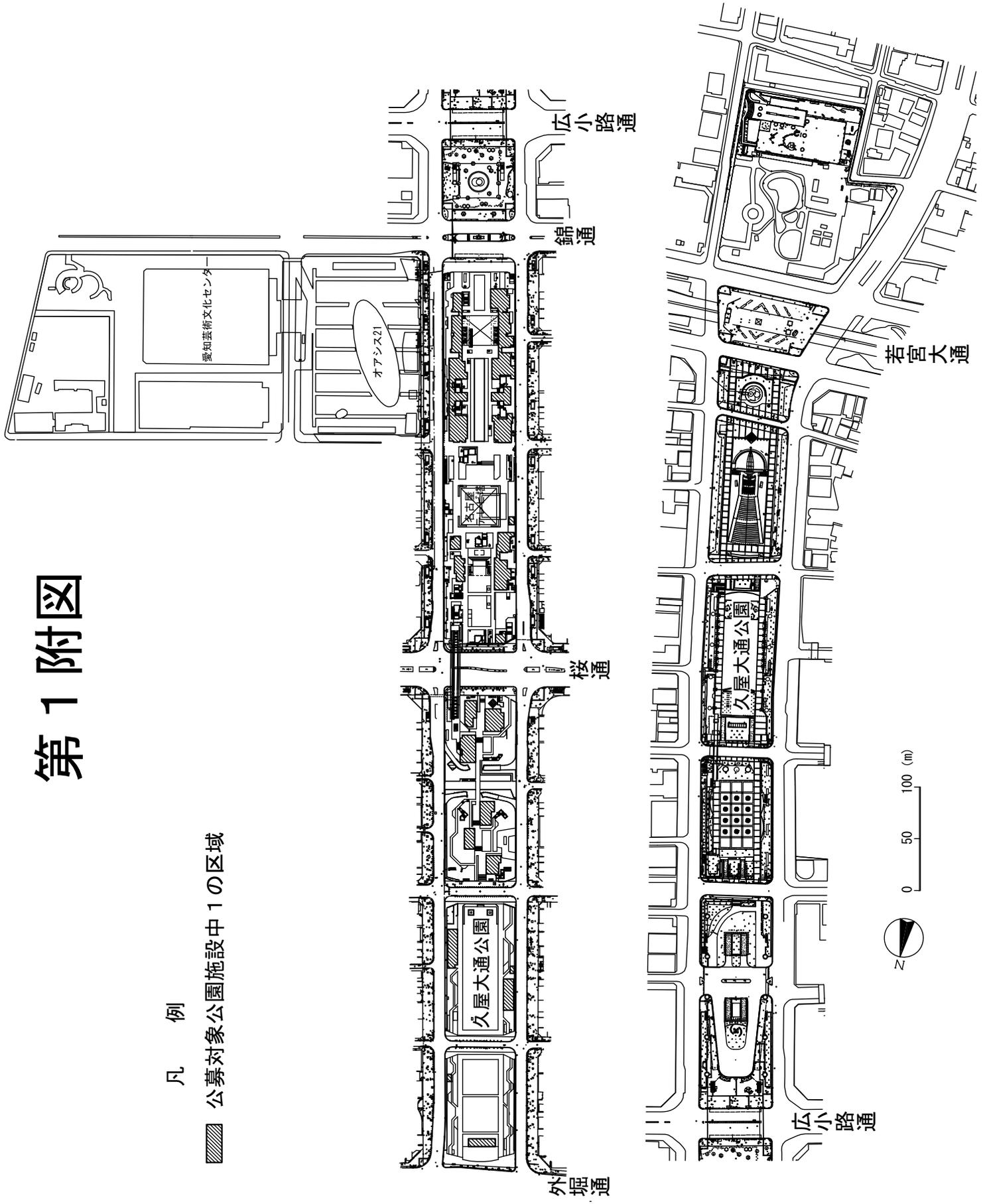
4 公募対象公園施設の場所

公園名	公園の位置	指定する区域	備考
久屋大通公園	中区丸の内三丁目、錦三丁目、栄三丁目、大須四丁目、東区東桜一丁目	公募対象公園施設中 1の区域	第 1附図

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

# 第1 附図

凡 例  
 公募対象公園施設中1の区域



名古屋市告示第 554号

瑞穂区長の職務代理について

瑞穂区長の任命に伴い、瑞穂区区政部長松田吉久による瑞穂区長の職務代理行為及び瑞穂区保健福祉センター福祉部長土本仁美による瑞穂区社会福祉事務所長の職務代理行為は、平成30年 9月13日終了しました。

平成30年 9月13日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市市民経済局地域振興部区政課

名古屋市教育委員会告示第16号

名古屋市総合体育館の臨時休館について

名古屋市総合体育館条例施行規則第 2条第 3項の規定に基づき、名古屋市総合体育館サンホール、第 1研修室、第 2研修室、第 3研修室、第 1和室、第 2和室を平成31年 1月21日から平成32年 2月 7日まで臨時休館します。

平成30年 9月13日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第17号

名古屋市北スポーツセンターの臨時休館について

名古屋市体育館条例施行規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第7号）第15条第1項の規定に基づき、名古屋市北スポーツセンターの第1競技場を平成30年9月5日から同年10月12日まで臨時休館します。

平成30年9月13日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市上下水道局告示第11号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成30年9月14日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月13日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日  
平成30年10月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

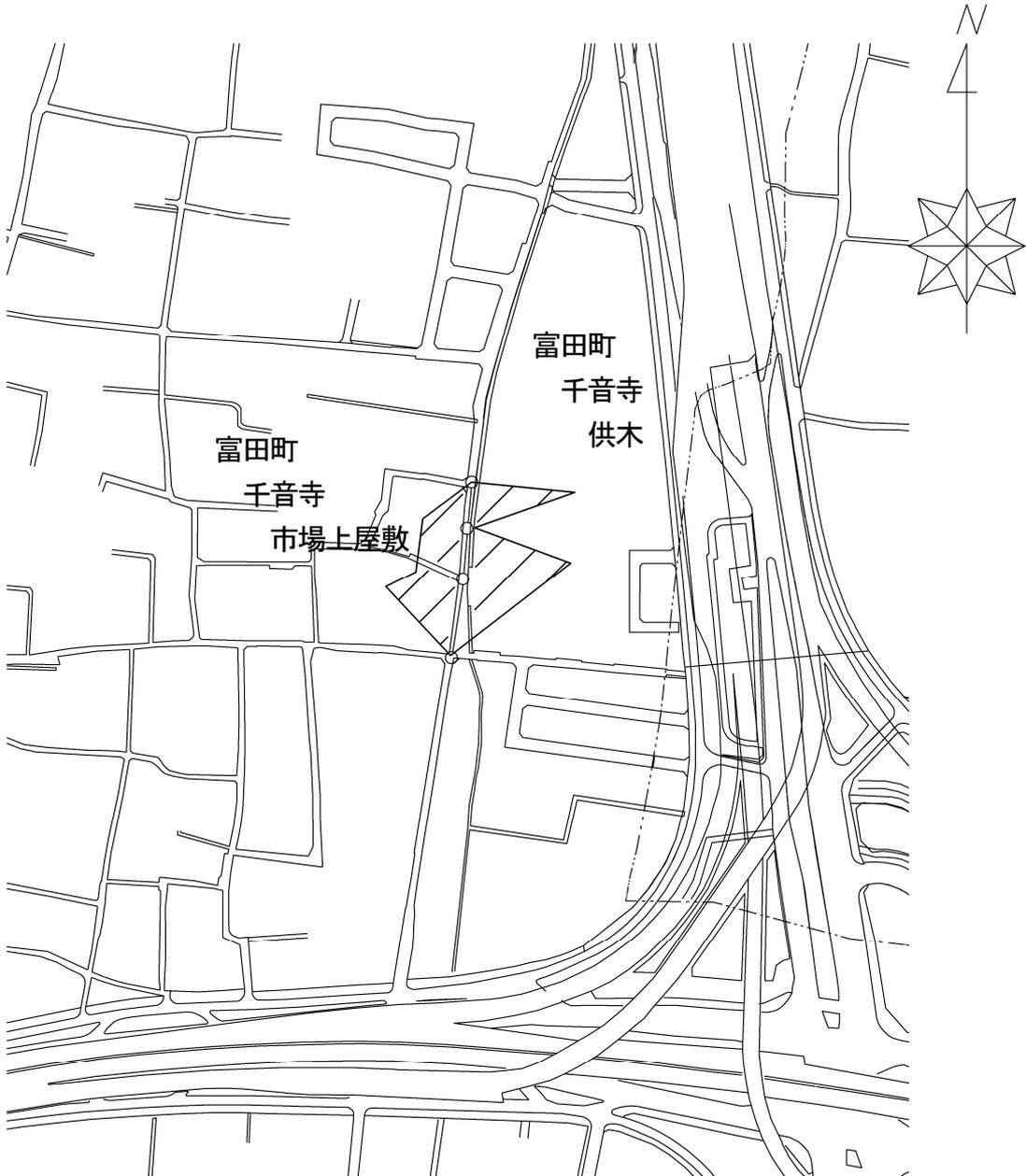
公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
中川区	富 田 町	千音寺・市場上 屋敷 千音寺・ 供木 千音寺・ 東六反畑	一 部	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出 水処理センター
守山区	上 志 段 味	樹木 中屋敷 二の輪 羽根 羽根前	〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山 水処理センター

- 3 供用を開始する排水施設の位置  
別添図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区
分流式	守山区

# 排水施設的位置図

中川区（合流式）No. 1



供用開始区域



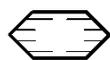
供用及び処理を開始する下水道



市界

# 排水施設的位置図

中川区（合流式）No. 2



供用開始区域



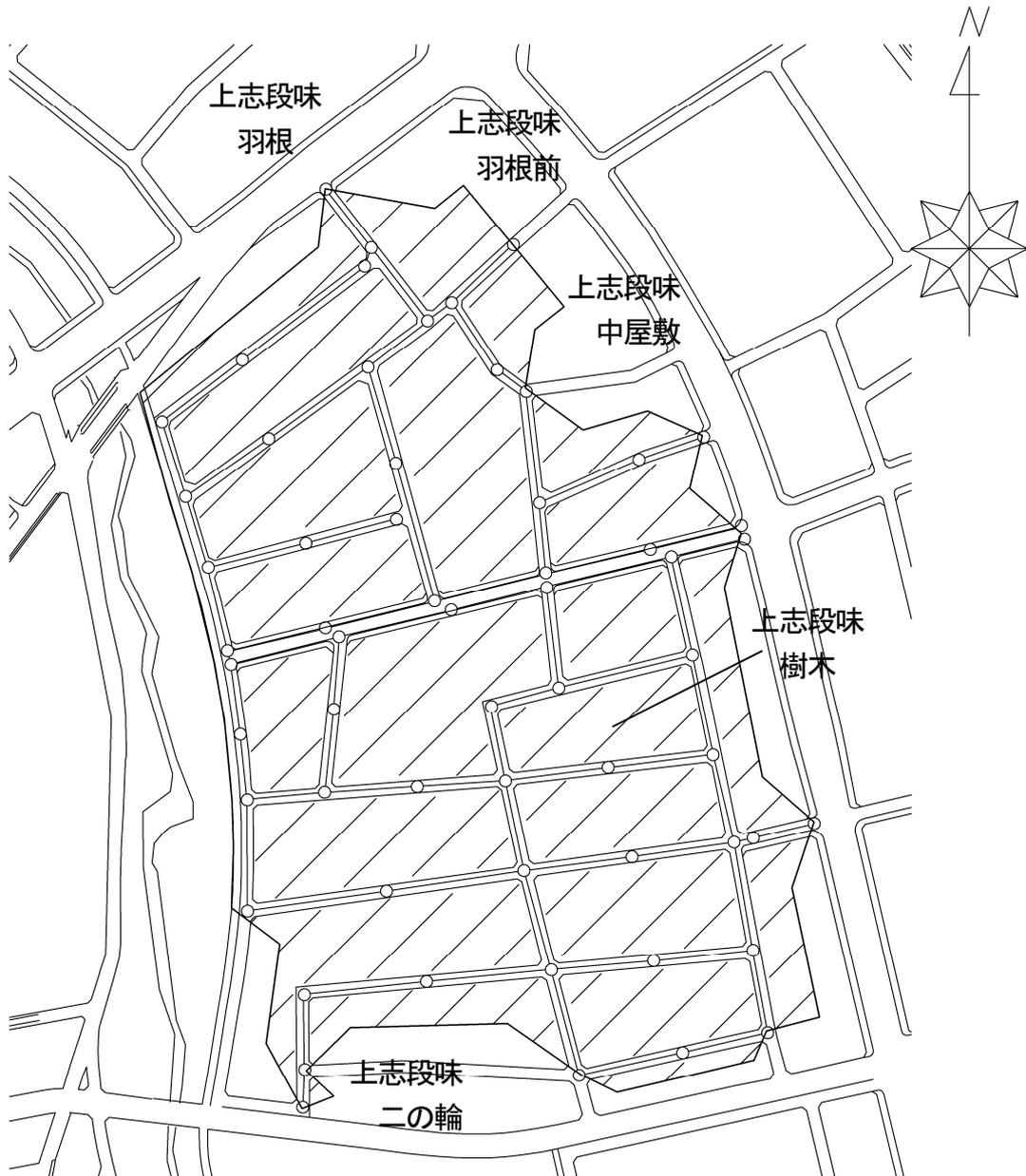
供用及び処理を開始する下水道



市界

# 排水施設の位置図

守山区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

平成30年監査公表第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき市長室、総務局、選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務室、監査事務局、人事委員会事務局、市会事務局、区役所、財政局、緑政土木局、病院局、子ども青少年局及び健康福祉局について監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、監査の結果に関する報告を提出します。

平成30年9月14日

名古屋市監査委員	福田誠治
同	丹羽ひろし
同	黒川和博
同	小川令持

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 市 長 室

総 務 局

選挙管理委員会事務局

区選挙管理委員会事務室

監査事務局

人事委員会事務局

市会事務局

区 役 所

財 政 局

(区役所及び財政局については、市長室、総務局、  
選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務室、  
監査事務局、人事委員会事務局、市会事務局関連  
事務に限る。)

監 査 期 間 平成30年 4月11日から

平成30年 8月28日まで

# 監 査 結 果

## 第1 監査の実施方法

今回の監査は、市長室、総務局、選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、市会事務局、区役所及び財政局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
市長室	秘書課、広報課	
総務局	総務課	
	法制課	
	市政資料館	
	行政改革推進部	行政改革推進室、情報化推進課
	職員部	人事課、人材育成・コンプライアンス推進室、給与課、安全衛生課
	企画部	企画課、大都市・広域行政推進室、統計課、大学政策室
	総合調整部	総合調整室、男女平等参画推進室
	東京事務所	
選挙管理委員会事務局		
区選挙管理委員会事務局 (東区、西区、瑞穂区、 中川区、緑区、天白区)		
監査事務局	監査第一課、監査第二課、特別監査室、工事監査室	
人事委員会事務局	審査課、任用課	
市会事務局	総務課、議事課、調査課	
区役所 (東区、西区、瑞穂区、 中川区、緑区、天白区)	区政部	総務課、企画経理室、地域力推進室
財政局	契約部	契約監理課、工事契約課

(注) 区役所及び財政局については、市長室、総務局、選挙管理委員会事務局、

区選挙管理委員会事務室、監査事務局、人事委員会事務局、市会事務局関連事務に限る。

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、選挙事務や情報の保護及び管理は適正に行われているかなどに着眼して調査した。

## 第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

### 1 指摘事項

#### (1) 支出事務

報償費の支払に伴う源泉所得税等の徴収について

#### (2) 契約事務

産業廃棄物の処理についてなど 2項目

#### (3) 財産管理事務

選挙に係る物品の保管について

#### (4) 行政運営事務

情報の保護及び管理の方法に関する定めについてなど 2項目

### 2 意見

若年層に対する選挙啓発について

### 第3 指 摘 事 項

#### 1 支出事務

##### 報償費の支払に伴う源泉所得税等の徴収について

所得税法（昭和40年法律第33号）等によれば、給与や報酬などの所得を支払う者は、その支払の際、支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）を徴収し、国に納めなければならないとされている。また、所得税法において、源泉徴収の対象となる所得の範囲は、その所得の支払を受ける者の区分に応じて定められている。

所得税等の源泉徴収事務について調査したところ、相談事業の相談員に支給している報償費について、給与として所得税法第 185条によってその税額を求めるべきところ、同法第 204条第 1項第 1号等における報酬と誤認したため、適用税率を誤って所得税等を過大に徴収し、納付を行っている事例が見受けられた。

男女平等参画推進室においては、源泉徴収事務を行うに当たって、関係法令を正しく適用されたい。  
(総務局男女平等参画推進室)

#### 2 契約事務

##### (1) 産業廃棄物の処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）及び同法施行令（以下「廃棄物処理法等」という。）により、産業廃棄物の運搬や処分を他人に委託する場合は、収集・運搬・処分の許可（以下「処理の許可」という。）を受けた者に委託するとともに、産業廃棄物の種類や数量等を記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければならないこととされている。また、産業廃棄物処理の委託契約を行う場合は所定の記載事項を満たした書面により契約を行うこととされている。

契約事務について調査したところ、選挙管理委員会事務局において、選挙に使用するビニールシートの調達契約を行う際、仕様書に購入先業者によるビニールシートの使用後の回収・処分の条件が盛り込まれていた。ビニールシートは産業廃棄物に該当するが、選挙管理委員会事務局はその認識がないまま、調達契約の中にこのような条件を付していたとのことであり、その結果、処理の

許可を受けていない購入先業者が回収・処分を行うこととなっていた。また、所定の記載事項を満たした契約書は交わされておらず、マニフェストも交付されていなかった。

産業廃棄物の処理については、これまでの他局の定期監査においても再三指摘しているところであり、このような事例が見受けられたのは誠に遺憾である。選挙管理委員会事務局においては、排出事業者としての責務を認識し、契約方法を見直すなど廃棄物処理法等に基づいた適正な処理を行われたい。

(選挙管理委員会事務局)

## (2) より競争性の高い方法での契約について

地方公共団体による契約の締結は競争入札が原則とされ、随意契約を行うことができるのは予定価格が少額である場合など、例外的な場合に限定されている。

また、名古屋市契約規則では、随意契約を行う場合、予定価格が30万円を超えるものについては、原則として2人以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。

契約事務について調査したところ、以下のように、同種の業務について30万円以下の金額で同一業者と個別に随意契約を行っており、選挙ごとに一括して契約することでより競争性の高い方法で契約することが可能と思われる事例が見受けられた。

### (事例 1) 平成29年 4月23日執行名古屋市長選挙時における警備委託契約

警備場所	契約年月日	履行期間	金額
区役所期日前投票所	平成29年 4月 4日	平成29年 4月10日 から	206,388円
富田支所期日前投票所		平成29年 4月22日	113,254円
合計			319,642円

(事例 2) 平成29年10月22日執行衆議院議員総選挙時における警備委託契約

警備場所	契約年月日	履行期間	金額
区役所期日前投票所	平成29年10月 2日	平成29年10月11日 から	233,388円
富田支所期日前投票所		平成29年10月21日	122,580円
合計			355,968円

中川区選挙管理委員会事務室においては、経済性、事務の効率性の観点から、各選挙の際に警備場所ごとに個別になされていた契約を一つの契約にまとめるなど、より競争性の高い方法での契約を行われたい。

(中川区選挙管理委員会事務室)

### 3 財産管理事務

#### 選挙に係る物品の保管について

西区選挙管理委員会事務室では、選挙ポスターの掲示板（以下「掲示板」という。）の設置及び撤去を業者に委託しており、委託先業者については、毎回、名古屋市契約規則に基づいて見積競争により決定している。この掲示板の設置に当たって支柱が必要となる場合があるが、西区については選挙管理委員会事務室が保有するものを用いている。

この支柱の保管状況について調査したところ、掲示板の設置及び撤去について毎回同一業者との契約が続いていることから、特段の根拠に基づくことなく、常時、当該委託先業者に保管してもらっている状況であった。

このような保管方法では、物品としての管理を適正に行うことはできず、保管中に事故があった場合の責任の所在も曖昧となる。

また、掲示板の設置及び撤去の委託については、結果的に同一業者との契約が続いているが、毎回見積競争を行うため、必ず同一業者と契約するとは限らない。掲示板の設置及び撤去の委託先業者に支柱を保管してもらっている現状では、見積競争の前から当該業者と契約を結ぶことが前提となっていると捉えられかねない。

こうしたことから、西区選挙管理委員会事務室においては、現在の保管方法を改められたい。

(西区選挙管理委員会事務室)

なお、本件については区役所で支柱を保管する方法に改められ、措置が講じられた。

#### 4 行政運営事務

##### (1) 情報の保護及び管理の方法に関する定めについて

名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則（以下「規則」という。）によれば、情報を取り扱うときには適切な保護対策を講じなければならないとされ、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めなければならないとされ、行政文書を取得し、又は作成した後は、当該行政文書の内容等に応じた保管場所及び保管方法を定め、適切に保管することとされている。

各区役所では、これらの規定に基づき、各課室における情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報に関する定め」という。）を各課室長が定めている。

##### ア 情報に関する定めが更新されていなかったもの

各課室における情報に関する定めは、法律等の改正や各課室の状況にあわせて必要な見直しを行わなければならない。

しかし、中川区選挙管理委員会における情報に関する定めは、平成21年8月以降、必要な更新がされていなかった。

中川区選挙管理委員会事務室においては、現状に合わせて情報に関する定めを更新を行い、今後改正が必要となった場合には、確実に更新が行われた。  
(中川区選挙管理委員会事務室)

##### イ 情報に関する定めにおいて、文書簿冊に係る規定に不備があるもの

規則によると、行政文書における情報は、機密情報<sup>(注)</sup>とその他の情報に分類するものとされている。各課室において保管・保存する文書簿冊が機密情報を含むかどうかは、各課室における情報に関する定めにおいて分類されている。

(ア) 情報に関する定めにおいて、統計事務に係る文書簿冊に関する記載が全くなかったもの  
(中川区総務課、天白区総務課)

(イ) 氏名、住所等の機密情報を含む一部の文書簿冊が、機密情報を含むものとして分類されていなかったもの

(東区地域力推進室、西区地域力推進室、瑞穂区地域力推進室、  
中川区地域力推進室)

中川区及び天白区総務課並びに東区、西区、瑞穂区及び中川区地域力推進室においては、文書簿冊が機密情報を含むか否かについて正しく分類するなど、各課室における情報に関する定めを修正されたい。

なお、東区、西区、瑞穂区及び中川区地域力推進室については、各室における情報に関する定めを修正し、文書簿冊が機密情報を含むものとして分類されたことにより措置が講じられた。

(注) 名古屋市個人情報保護条例に規定する個人情報等。

ウ 特定個人情報の取扱状況記録簿が記録されていなかったもの

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に規定する特定個人情報<sup>(注1)</sup>を適正に扱うため、本市では「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」(以下「方針」という。)が定められている。この方針においては、特定個人情報の利用・提供<sup>(注2)</sup>等の取扱い状況について記録するものとされている。

しかし、東区、西区、瑞穂区、中川区及び天白区総務課において、特定個人情報の利用又は提供について、情報に関する定めにより規定されている特定個人情報の取扱状況記録簿への記録が漏れている事例が見受けられた。

東区、西区、瑞穂区、中川区及び天白区総務課においては、特定個人情報の利用等に際して、特定個人情報の取扱状況記録簿を確実に記録されたい。

(東区総務課、西区総務課、瑞穂区総務課、中川区総務課、天白区総務課)

(注 1) 個人番号をその内容に含む個人情報。

(注 2) 利用とは、機関内部の部署間で特定個人情報を移動すること。提供とは、機関を超えて特定個人情報が移動すること（本市から税務署など）。

## (2) 公印の使用に係る申請及び承認について

各区の選挙管理委員会規程では、公印の名称、用途、管守者等が定められるとともに、その使用手続等事務処理に関しては、市長部局の例によるとされている。本市の公印に関して必要な事項を定めた公印規則では、公印を使用しようとする者は、公印使用認可簿に使用日、件名、公印使用数、起案者名、公印名等の必要事項を記載し、これと原議及び施行すべき文書を提出して管守者の承認を得たのちに押印しなければならないとされている。

公印の使用手続について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 公印使用認可簿自体がなく、これに必要事項を記載し、管守者の承認を得るという手続を踏まずに、公印を使用していたもの

(東区選挙管理委員会事務室、瑞穂区選挙管理委員会事務室)

イ 公印使用認可簿は作成されていたが、これに必要事項を記載し、管守者の承認を得るという手続を踏まずに、公印を使用している事例が散見されたもの  
(中川区選挙管理委員会事務室)

公印は、公務上作成された文書に関し、当該文書の真正な作成を認証することを目的とするものであることから、その管守、使用等に当たっては、厳正確実に行わなければならない。東区、瑞穂区及び中川区選挙管理委員会事務室においては、適正な申請及び承認事務を行われたい。

## 第4 意見

若年層に対する選挙啓発について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正により、平成28年6月に選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられ、若年層の政治参加が進むことで若年層の投票率が向上し民主主義の土台が強化されることなどが期待された。

本市の選挙管理委員会事務局では、この公職選挙法の改正前の平成18年度から、職員が市内の中学校・高等学校等を訪問し、映像教材等を使用した選挙に関する講義を実施する「選挙出前トーク」を通じて、将来の有権者に選挙の重要性を認識してもらい取組みを順次拡大してきた。さらに、この公職選挙法の改正を契機に、選挙制度や投票する候補者等を選ぶための情報の集め方なども掲載したリーフレット「18歳選挙スタート！」の市内18・19歳新有権者への配布等を開始した。

この公職選挙法の改正後に初めて行われた平成28年の参議院議員通常選挙の際の投票率をみると、本市における18歳の投票率は54.34%と、20歳から24歳の投票率<sup>(注)</sup>33.38%に比して高い数値を記録しており、その後の平成29年の名古屋市長選挙や衆議院議員総選挙においても18歳の投票率は20歳から24歳の投票率に比べ高くなっている。

しかし、これら3つの選挙において、いずれも19歳の投票率は18歳の投票率に比べて低くなっており、若年層の投票行動について、今後の動向を注視していく必要があると考えられる。

初めて選挙権を得た後も将来に渡って高い政治意識を持ち続けることが、投票行動の継続につながると考えられることから、今後新たに選挙権を得ることになる18歳未満の若年層とともに、選挙権を得た18・19歳の有権者に対する政治意識の醸成を十分に図っていくことが必要であると考えられる。

選挙管理委員会事務局においては、「選挙出前トーク」における児童・生徒からのアンケート調査結果を踏まえ、より具体的で身近な講義内容やわかりやすい教材となるような工夫と実施校数の更なる増加に取り組むとともに、市内の高校生から20歳代半ばまでの世代で構成される「青年選挙ボランティア」の活動範囲を拡大するなど、より効果的な若年層への選挙啓発に努められたい。

(注) 20歳から24歳の投票率は推定投票率（各区から標準的な1投票区を抽出して集計したものである）

監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査

監 査 対 象 緑政土木局  
財 政 局  
契約部（緑政土木局関連事務に限る。）

監 査 期 間 平成30年 4月 6日から  
平成30年 8月29日まで

監 査 結 果

## 第1 監査の実施方法

今回の監査では、緑政土木局における平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日までに完了及び平成30年 3月31日時点で施行中の工事並びに調査・設計及び保守管理委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	1,486	87	5.9	34,866	7,134	20.5
委託	1,341	20	1.5	7,472	257	3.4

監査にあたっては、設計・積算・施工・検査・維持管理業務及び委託業務などが適正に執行されているかといった視点に加え、安全に配慮した適切な設計がされているか、施設の維持管理に係る工事及び委託は適切に実施されているかなどに着眼して、書類調査及び現地調査を行った。

## 第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

## 1 指摘事項

### (1) 設計

異種金属が接触する構造の設計について

### (2) 施工

歩行者などの通行の安全を確保するための保安対策について

### (3) 維持管理業務

散水設備の点検結果に基づく対応について

## 2 意見

職員の工事監理能力の向上について

## 第3 指 摘 事 項

### 1 設計

#### **異種金属が接触する構造の設計について**

緑政土木局の土木工事標準仕様書では、道路修繕工事における橋梁附属物工などにおいて設計図書に特に定めのない事項については、鋼道路橋防食便覧（公益社団法人日本道路協会発行。以下「防食便覧」という。）などによることと定めている。防食便覧では、ステンレスのボルトナット類と普通鋼材が接触し、そこに雨水など水分の付着により異種金属接触腐食<sup>(注1)</sup>が懸念される場合は、異種金属の併用を避けるか接触することのないよう絶縁できる座金<sup>(注2)</sup>を使用する等の対策を施す必要があると定めている。

「県道田柵名古屋線始め 3路線舗装道補修工事（中－1）及び清水橋始め 2橋補修工事」では、道路修繕工事に伴い橋梁附属物の排水管を設置していた。本件工事の設計図では、その排水管を固定する金具は普通鋼材を使用し、金具を留めるボルトナット類はステンレスであり、雨水などの水分が付着する部位であったにもかかわらず、絶縁できる座金など使用することなく異種金属が接触する構造となっていた。



排水管の設置状況

道路修繕工事における排水管など橋梁付属物の設計にあたり、異種金属が接触し、雨水などの水分が付着する部位では、異種金属接触腐食を起し、排水管などが脱落するおそれがある。このため、異種金属を併用する場合は、接触しないように絶縁できる座金を使用するなど防食便覧に基づき適切に設計されたい。  
(中土木事務所)

(注1) 異種金属接触腐食

普通鋼材とステンレスが接触する場合など電位差のある金属が接触した状態で、水や湿気など水分が付着すると金属の腐食が促進される現象をいう。

(注2) 座金

ボルトとナットを締め付けるときにナットの下に挟むもので、締め付け面積を確保するためなどに用いる。ワッシャーともいう。

## 2 施工

### 歩行者などの通行の安全を確保するための保安対策について

道路に関する工事及び占用工事を施行する場合における標示施設等の設置基準（昭和61年名古屋市告示第46号。以下「設置基準」という。）では、道路に関する工事を行う場合は、交通の円滑を図り、工事に基因する交通の危険を防止するために、必要な防護施設などを設置しなければならないと定めている。また、歩行者及び自転車が防護さくに沿って通行する部分においては、間隔を

あけないようにA型防護さくを設置し、かつ、その間にセーフティコーンを設置しておかなければならないと定めている。

「サポートセンターやまぶき周辺セーフティライブロード整備工事（東-5）及び掘削跡復旧工事（東-7）」は、歩道を拡幅するなどの整備を行っていた。設置基準に基づき適切に保安対策が行われているか確認したところ、コンクリート打設後の養生など作業を行っていない期間において、歩行者などが工事範囲に沿って通行する部分の一部に、交通の危険を防止するためのA型防護さくを設置することなく、セーフティコーンのみを設置し、その間をコーンバーで連結している箇所があり、必要な防護施設を適切に設置していなかった。



歩道上にA型防護さくが設置されていない状況

道路工事における防護施設などの保安対策は、歩行者や施設利用者が工事区域に立ち入らないよう、施工状況に応じて適切に行うことを設置基準に定めているが、その内容を十分理解しておらず工事監理が適切に行われていなかった。今後は、設置基準の内容を理解し、適切な保安対策となるよう受注者を指導されたい。  
(東土木事務所)

### 3 維持管理業務

#### 散水設備の点検結果に基づく対応について

「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9年通商産業省令第52号。以下「技術基準」という。）では、漏電による感電や火災を防止するため、低

圧電気回路の絶縁抵抗値の基準値を定めている。

「街園水景施設及び散水設備保守管理委託」では、高架下にある緑地帯の散水設備などの点検を緑地維持課が委託していた。その点検結果を確認したところ、中村土木事務所始め 4土木事務所が所管する計11箇所の散水設備の低圧電気回路において、絶縁抵抗値が技術基準の基準値を満たしていなかった。そのため、漏電による感電などの事故が起きるおそれがあったにもかかわらず、今回の監査において指摘を行うまで、設備を停止するなど適切な対応を行うことなく結果として最長 1年以上使用し続けていた。

平成25年度に実施した緑政土木局の定期監査においても、公園などにおける電気設備の点検において、今回と同様に絶縁抵抗値が技術基準の基準値を満たしておらず、感電などのおそれがあるとの指摘をしていたことから、感電などの事故が起きる危険性の認識が不足していたと言わざるを得ない。

点検結果に基づき速やかに当該設備を停止するなど事故が起きないように適切な対応をされたい。また、今後においても同様の事例がないよう委託仕様書に設備を停止する基準を明確に定めるなど適切に対応されたい。

(中村土木事務所、中土木事務所、昭和土木事務所、瑞穂土木事務所、  
緑地維持課)

## 第4 意見

### 職員の工事監理能力の向上について

緑政土木局は、市民生活を支える社会基盤として欠くことのできない道路、橋などの土木施設を管理しており、これらの施設の多くは老朽化が進行していることから、施設の計画的な更新工事や部分的な補修などを行っている。維持管理にあたっては、市民が日々利用する身近な道路で工事を行う場合もあり、工事に起因する事故の防止に十分配慮することが求められている。

今回の監査の結果、高架下にある緑地帯の散水設備について点検結果に基づいた適切な対応をしておらず、感電などの事故が起きるおそれがあった事例や、道路工事において歩行者や自転車の通行の安全を確保するための対策が適切に実施されて

いなかった事例といった市民への安全に対する配慮が欠けたものが見受けられた。

後者の事例では、セイフティライブロード整備事業として高齢者や障害者にとって利用しやすい歩行空間を確保することを目的に、障害者施設周辺の歩道を拡幅するなどの工事であったにもかかわらず、防護施設が不適切であったため、工事区域に容易に立ち入ることができる状態で施工されていた。これは、保安対策を実施する際の防護施設の設置基準について、職員の知識や工事で行われる保安対策について現場経験が不十分であったことによるものと思料される。

土木事務所の工事監理を行う職員は、本庁関係課が主催している保安対策の研修を受講するとともに、職場の先輩職員から工事現場における保安対策について基本的な事項の指導を受けている。工事監理を適切に行っていくには、このほかに、土木事務所で実施している道路工事監察に職員を同行させ、監察する職員が施工業者に対して実際どのような指導を行っているか現場で学ばせることが有効であると考えられる。緑政土木局においては、こうした取り組みにあたり、防護施設等の設置基準を所管していることを十分に認識し、実際に行う土木事務所はもとより、全局的な観点から本庁関係課は必要な支援を行い人材育成の推進に努められたい。

監 査 種 別 定期監査

監 査 対 象 病 院 局

監 査 期 間 平成30年 4月11日から  
平成30年 9月 3日まで

監 査 結 果

### 第1 監査の実施方法

今回の監査は、病院局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
病 院 局	管理部	総務課、経理課、企画室
	東部医療センター	
	西部医療センター	

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成29年 4月1日から平成30年 3月31日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び事業運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、医薬品の管理や現金及び金券類等の出納保管事務は適正に行われているかなどに着眼して調査した。

## 第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

### 1 指摘事項

#### (1) 収入事務

収入の調定及び納入通知についてなど 2項目

#### (2) 支出事務

決算時の費用計上の漏れについてなど 2項目

#### (3) 財産管理事務

毒劇物の管理についてなど 2項目

#### (4) 事業運営事務

麻薬等専用印の取扱いについて

### 2 意見

東部医療センターにおける医療の提供体制について

### 第3 指 摘 事 項

#### 1 収入事務

##### (1) 収入の調定及び納入通知について

名古屋市病院局会計規程（以下「会計規程」という。）及び名古屋市病院局次長以下代決規程では、収入を調定するときは、振替伝票を作成し、本庁の経理課長が収入の調定及び納入通知（以下「調定等」という。）を代決してから、納入通知書を納入義務者へ送付することとしている。

病院における調定等の事務処理を確認したところ、振替伝票を月次でまとめて本庁経理課に送付している事例が見受けられた。また、本庁の経理課長の代決が確認できないうちに納入義務者へ納入通知書を送付していた。

病院局においては、収入の調定等について、定例軽微なものは、迅速な事務処理や業務負担の軽減の観点から病院の役職者が代決することを検討するとともに、本庁の経理課長が代決すべきものは納入通知書の送付時期を見直すなど、適正な意思決定に基づく事務となるよう改善されたい。

（経理課、東部医療センター、西部医療センター）

##### (2) 督促状等の訂正の遅延について

滞納金事務処理取扱要綱では、入院収益・外来収益のうち一定期間入金がないものについては、未収金整理カードを作成することとしており、電話催告をしても納付等がないものについては、督促状等の送付や臨戸徴収等を行うこととしている。

債権管理事務を調査したところ、督促状等を送付した後に請求金額の計算誤りが発覚した場合において、対象者へ請求金額を訂正した督促状を送付するまでに約4箇月かかっている事例が見受けられた。

債権管理にあたっては、督促状等の文書は時効の中断等の法的な効果を伴うため、内容に変更が生じた際には対象者へ速やかに通知できるよう、事務処理手順を改められたい。

（西部医療センター）

## 2 支出事務

### (1) 決算時の費用計上の漏れについて

病院局においては、通常、請求書等の提出を受けて検査調書兼支払伝票を作成し費用を計上しているが、決算時には、事業年度の損益を把握するため、請求書等が決算の事務処理の期限までに提出されない場合でも、検査確認書類に基づいて当該年度に属する費用を計上する必要がある。

東部医療センターにおける支出事務を調査したところ、平成28年度に完了した5件の修繕について、平成29年度の過年度損益修正損として費用計上していた。原因を確認したところ、期限までに相手方からの請求書の提出がなかったため検査調書兼支払伝票が作成されておらず、費用の計上が漏れたことによるものであった。

請求書の未提出が費用計上の漏れに直結する状況は、事業年度の損益を正確に把握できないリスクが高いといえる。費用計上の漏れが生じないように未計上の支出をリスト化するなど、決算時の事務処理方法を見直されたい。

(東部医療センター)

### (2) 個人が行う講習に対する消費税等について

消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）では、国内において個人が、給与所得ではなく事業の報酬として対価を得て行う役務の提供には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を課すこととされている。また、病院局においては、患者への健康指導等の目的のため、個人たる外部講師に緩和ケア講演等を依頼し、謝礼を支払っている。

これらの謝礼に関する検査調書兼支払伝票を調査したところ、病院局では、当該謝礼が給与所得に該当するか報酬に該当するか判断が難しい場合があり、消費税等の過少申告を避けるため、不課税で整理しているものがあつた。しかし、病院局に、不課税で整理していた事例のうち、役務の提供の対価が給与所得ではなく報酬と考えられ課税対象となる事例がないか確認したところ、一部に課税対象と判断できる事例があつた。

消費税等を過大に納付しないよう、課税対象と判断できる個人への謝礼について修正したうえで、課税・不課税の判断について整理されたい。

(東部医療センター、西部医療センター)

### 3 財産管理事務

#### (1) 毒劇物の管理について

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）では、毒物または劇物（以下「毒劇物」という。）を業務上取り扱う者は、毒劇物の盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。西部医療センター中央検査科の毒劇物等取扱いマニュアルでは、毒劇物の管理表に使用量及び現在量を記載すること及び年度末に管理責任者の決裁を受けること等を定めている。

中央検査室の毒劇物の管理状況を調査したところ、保管庫の施錠や責任者による鍵の管理等は行われていたが、劇物である 5%クロム酸液については、容器内の現在量が管理表の記載と一致していなかった。また、この管理表については、年度末の決裁を受けておらず、現在量との照合が実施されたかも確認できなかった。

毒劇物は健康に重大な影響を及ぼす危険があり、盗難や紛失によって悪用されるおそれもあるため、厳密に管理する必要がある。平成28年度に実施した保健所の定期監査や動物愛護センターの随時監査においても、毒劇物や毒薬及び劇薬について使用の記載の不備等を指摘したところである。毒劇物について、その管理の重要性を職員に再度周知するとともに、盗難や紛失に備え、内容量の変動が適切に把握できるよう管理方法を改善されたい。

(西部医療センター)

#### (2) 金券類等の管理について

会計規程では、金券類等の管理については金券類等出納簿により常にその状況を明らかにすることとしている。

金券類等の管理状況を調査したところ、西部医療センターにおいて、以下の事例が見受けられた。

ア 62円切手 3枚が金券類等出納簿に記載されていなかった。

イ レターパックライトの現数が金券類等出納簿上の残高に対し 1枚不足していた。

金券類等は受払いの都度、金券類等出納簿に正確に記載し、適切に管理されたい。  
(西部医療センター)

#### 4 事業運営事務

##### 麻薬等専用印の取扱いについて

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）では、麻薬及び覚せい剤原料を譲り受ける際には、譲受人が押印した麻薬譲受証及び覚せい剤原料譲受証（以下「譲受証」という。）を、譲渡人へ交付しなくてはならないことが定められている。

麻薬等の購入に関する事務を確認したところ、譲受証を交付するにあたり、名古屋市病院局公印規程（以下「公印規程」という。）に定めのない麻薬等専用印を作成し、使用していた。麻薬等専用印は、施錠して保管されていたものの、印影の報告や使用認可簿の作成がないまま薬剤科で使用されており、公印に求められる厳正な管理がなされていなかった。

譲受証は、法令によって譲渡が厳格に規制されている薬品に係る証拠書類であり、不正使用や偽造を防止するため、公印規程に則った印を使用されたい。

(東部医療センター)

なお、本件については、麻薬等専用印を廃止及び処分したうえで、「名古屋市立東部医療センター病院長」という公印規程に則った運用をしている公印によって譲受証へ押印するよう改められ、必要な措置が講じられた。

## 第4 意見

### 東部医療センターにおける医療の提供体制について

病院局では、公立病院として果たすべき不採算医療や高度・専門医療の提供という役割を担いつつ医療ニーズへの確に対応するため、東部医療センター、西部医療センター及び指定管理者制度を導入した緑市民病院の3病院体制により、各病院の特長を明確に打ち出した経営を行っている。

東部医療センターにおいては、「断らない救急」を目指し、平成27年3月に新たな救急・外来棟を開棟し、救急受入体制や手術・治療部門の強化等を図ったところである。さらに、救急医療専任の医師を確保するなど、重篤な救急患者に対して高度な医療を24時間提供する体制を整えたことにより、平成30年2月に救命救急センターの指定を愛知県から受けたところである。これらの取組みにより、近年、救急搬送件数は増加傾向にあり（表1参照）、今後も救命救急センターとしてこれまで以上に充実した救急医療を提供し、公立病院としての役割を果たしていくことが期待される。

一方で、現在敷地内で新病棟の建設工事を行っており、駐車場利用の制限等による利便性の低下も一因となって、患者数は減少している（表2参照）ものの、平成31年度中の新病棟の開棟及びその後の駐車場の整備完了により、当該問題は解消され、分散していた病棟部門の集約、病床あたり面積の拡充及び診療機器の更新等、病院機能の向上が実現される予定である。

また、平成29年11月に労働基準監督署より医師の長時間労働については是正勧告を受け、医師事務作業補助者の業務の拡大、医師の宿直明けの勤務時間の短縮等の改善策を講じているが、現在も労働基準監督署による調査が引き続き行われている。医療従事者の健康への配慮や安定した医療の提供という観点からも、適切な労務管理を行う必要がある。

東部医療センターにおいては、ハード面における新病棟の整備への投資の効果を最大限に発揮し、より良い療養環境及び医療サービスを提供するとともに、ソフト面では医療従事者の労働環境の改善及び地域医療連携の推進等に取り組まれない。病院局全体においても、厳しい経営状況が続いていることから職員一人ひ

とりが経営改善意識を持つとともに、安心・安全で質の高い医療を提供することにより市民及び医療従事者から選ばれる病院となるよう、一丸となって取り組まれない。

表 1 東部医療センターにおける救急搬送件数の推移

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件 数	6,361件	6,723件	7,315件	7,645件	7,764件

表 2 東部医療センターにおける患者数の推移

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
入院患者数	152,549人	147,025人	144,628人	140,949人	132,811人
外来患者数	214,001人	210,254人	219,509人	218,052人	200,842人
計	366,550人	357,279人	364,137人	359,001人	333,653人

注 表に掲げた人数は、年度間延患者数である。

監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査

監 査 対 象 子ども青少年局  
財 政 局  
契約部（子ども青少年局関連事務に限る。）

監 査 期 間 平成30年 4月11日から  
平成30年 9月 3日まで

監 査 結 果

## 第1 監査の実施方法

今回の監査では、子ども青少年局における平成29年 4月 1日から平成30年 3月 31日までに完了及び平成30年 3月31日時点で施行中の工事並びに調査・設計及び保守管理委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	1,338	40	3.0	338	55	16.3
委託	210	37	17.6	417	105	25.2

監査にあたっては、設計・積算・施工・検査・維持管理業務及び委託業務などが適正に執行されているかといった視点に加え、施設の維持管理が適切に行われているかなどに着眼して、書類調査及び現地調査を行った。

## 第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

## 1 指摘事項

### 維持管理業務

非常用の照明装置の速やかな改善についてなど 2項目

## 第3 指 摘 事 項

### 維持管理業務

#### (1) 非常用の照明装置の速やかな改善について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）では、一定の規模を有する建築物には、非常用の照明装置<sup>(注)</sup>などの建築設備を設置することと定めている。また、建築物の所有者、管理者などは、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定めている。

「公立保育所等における特殊建築物定期点検業務委託」では、建築基準法に基づいて建築設備の定期点検業務を毎年行っていた。その点検結果を確認したところ、子ども青少年局が所管する全 108の公立保育園に設置している非常用の照明装置のうち、平成29年度は、55の保育園の照明装置について点灯しない状態であるため改善が必要との報告を受けていた。さらに、そのうちの36の保育園は、平成28年度の点検業務において、同じ報告を受けていたにもかかわらず改善されておらず、2年放置され、適法な状態で管理されていなかった。

非常用の照明装置は、停電した場合において、一定時間点灯し安全に避難することができるよう、廊下、階段などに設置された重要な設備である。次代の社会を担う子どもを預かる保育園の施設管理者として、適法な状態で維持管理する責務があり、2年放置された状態は施設の管理が不十分であったと言わざるをえない。火災、その他の非常時に園児などが安全かつ迅速に屋外へ避難できるように照明装置の不点灯については早急に対応されたい。（保育運営課）

(注) 非常用の照明装置

火災などにより停電した時に安全に避難できるように蓄電池などを電源として一定時間点灯するよう通路などに設けるもの。

## (2) 産業廃棄物の適正な処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）（以下「廃棄物処理法」という。）では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めている。また、産業廃棄物を適正に処理するにあたり、事業者が運搬又は処分を他人に委託する場合においては、運搬又は処分の許可を受けた者にそれぞれ委託し、当該委託に係る産業廃棄物の種類や数量等を記載した産業廃棄物管理票<sup>(注1)</sup>を交付しなければならないこととされている。

「西部児童相談所厨房グリストラップ及びレンジフードの清掃業務委託」では、施設内に設置されたグリストラップ<sup>(注2)</sup>内の清掃と併せて、堆積物の運搬及び処分を委託していた。この堆積物は産業廃棄物である汚泥に該当することから、事業者である子ども青少年局に対し適正に処理しているか確認したところ、堆積物が産業廃棄物であるとの認識がなく、廃棄物処理法に基づく運搬及び処分の許可を受けていない者と契約しており、産業廃棄物管理票の交付も行っていなかった。

産業廃棄物の処理については、これまでの他局の定期監査においても再三指摘しているところであり、このような事例が見受けられたのは誠に遺憾である。業務委託にあたっては、廃棄物が産業廃棄物に該当するかを確認し、産業廃棄物である場合は、運搬又は処分の許可を受けた者との契約や産業廃棄物管理票の交付など、事業者としての責務を認識し、廃棄物処理法に基づき適正に実施されたい。

（西部児童相談所）

(注1) 産業廃棄物管理票

事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、事業者として産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するための管理票

(注2) グリストラップ

厨房から油などを含んだ排水が直接下水道に入り込むことを防ぐために、油などを分離して溜める槽

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 健康福祉局高齢福祉部

区 役 所

財 政 局

(区役所及び財政局については、健康福祉局  
高齢福祉部関連事務に限る。)

監 査 期 間 平成30年 4月 9日から

平成30年 9月 6日まで

# 監査結果

## 第1 監査の実施方法

今回の監査は、健康福祉局高齢福祉部、区役所及び財政局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区分	監査実施課室公所名		
健康福祉局	高齢福祉部		高齢福祉課、地域ケア推進課、介護保険課
区役所 (北区、中村区、 昭和区、中川区、 港区、守山区)	保健福祉 センター	福祉部	民生子ども課、福祉課
			保健予防課
	支所		楠支所区民福祉課、富田支所区民福祉課、 南陽支所区民福祉課、志段味支所区民福祉課
財政局	契約部		契約監理課、工事契約課

(注 1) 区役所及び財政局については、健康福祉局高齢福祉部関連事務に限る。

(注 2) 平成30年 4月に保健部門と福祉部門の組織一元化が行われた。上記表は組織改正後のものである。

監査は、これらの課公所で処理している事務のうち、主として平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、介護保険料等の債権管理事務や現金等の出納保管事務は適正に行われているかなどに着眼して調査した。

## 第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

### 1 指摘事項

#### (1) 収入事務

介護保険料の債権管理についてなど 2項目

#### (2) 支出事務

敬老金の支給手続についてなど 2項目

#### (3) 財産管理事務

敬老パス臨時乗車証の管理簿についてなど 2項目

#### (4) 行政運営事務

介護保険料の口座振替手続について

### 2 意見

#### (1) 地域包括ケアシステムの構築について

#### (2) 区役所における監査指摘事項への対応について

### 第3 指 摘 事 項

#### 1 収入事務

##### (1) 債権管理について

本市では、債権管理について名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則及び債権管理・回収の手引き等（以下「債権管理条例等」という。）で取扱いを定めている。債権管理条例等では、債権について、管理台帳（以下「債権管理台帳」という。）を整備し、履行期限までに履行しない者がいるときは、期限を指定して書面により督促することとされているほか、債権の金額や督促状の発付日、債務者との交渉の経過を記録することなどが定められている。

なお、督促には、債務者に対する履行の請求としての効果のほか、時効中断や延滞金の徴収の前提要件になるなどの法的効果がある。

##### ア 介護保険料の債権管理について

介護保険課が作成した介護保険滞納整理マニュアルによると、介護保険料の滞納が発生した場合、区福祉課において滞納者ごとの相談記録票を作成し、催告日時、接触方法、折衝内容を記録することで世帯の状況を把握することとしている。催告の方法については、文書催告、電話催告、訪問催告があり、中でも電話催告が効果的であるとして優先している。また、電話催告、訪問催告による接触ができなかった場合は、別の曜日や時刻に改めて催告を行うこととしている。

区福祉課においては、収納率向上のため一定以上の所得がある滞納者に対して重点的に取り組みを行っているため、今回の監査においては主にそれ以外の滞納者に係る債権の管理状況について調査したところ、中川区福祉課においては、債権が時効により消滅する期間である 2年の間に電話催告、訪問催告が行われておらず、年に 3回介護保険システムから自動出力される催告書を用いた文書催告を繰り返している事例が見受けられた。また、電話催告を行っているものの、電話催告を行った時刻を相談記録票に記録していない事例が多数見受けられた。

平成29年度の本市における介護保険料滞納金額は約 7億 6,800万円であり、一定以上の所得がある滞納者に係る滞納分を除いた金額は、約 4億 9,000万円に上っており、被保険者間の負担の公平性を維持し、介護保険制度を安定して運用するために、収納状況の改善は重要な課題となっている。

中川区福祉課においては、長期間にわたり電話催告、訪問催告を行っていない者に対して電話催告などを行うとともに、電話催告を行った時刻を相談記録票に記録し、改めて催告を行う際に活用されたい。(中川区福祉課)

## イ 老人福祉施設徴収金の債権管理について

老人福祉法（昭和38年法律第 133号）においては、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由等により、居宅において養護を受けることが困難な者などについて、市町村は、必要に応じて民間の老人福祉施設等に入所を委託することなどが定められている。なお、これに要する費用を支弁した市町村の長は、入所者又はその扶養義務者の負担能力に応じて、その費用を徴収することができることとされている。

老人福祉施設の徴収金に関する債権の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- (ア) 債権管理台帳が作成されておらず、督促状の発付や催告が行われていないもの (昭和区福祉課)
- (イ) 債権管理台帳が作成されているものの、督促状の発付や催告が行われていないもの (中川区福祉課)
- (ウ) 債権管理台帳が作成されているものの、債務者との交渉経過の記録がないもの (守山区福祉課)

債権管理台帳に債務者との交渉経過を記録しないことや、督促状の発付や催告を行わないことにより、その後の債権回収が困難となるおそれがある。

昭和区、中川区及び守山区福祉課においては、債権管理条例等に従い、適正な債権管理を行い、指摘した事項について、今後、債権管理の不備が発生しないよう具体的な対応を検討されたい。

## 2 支出事務

### (1) 敬老金の支給手続について

本市では、多年にわたり社会の進展に寄与した高齢者に対し感謝の意を表するとともに、その長寿を祝うことを目的として、名古屋市敬老金支給要綱に基づき、数え88歳の方には 3,000円、数え 100歳の方には 30,000円の敬老金を現金で支給している。平成29年度における支給実績は、45,072,000円（10,659人）であり、高齢福祉課の作成する手引（以下「手引」という。）に基づき、原則、民生委員の戸別訪問により支給を行い、不在等により民生委員が支給できなかった場合は、後日、区福祉課職員が支給を行っている。

こうした中で、平成29年 9月に西区福祉課において 7人分の敬老金計21,000円が紛失した事例を受けて、今回調査対象とした区福祉課における敬老金の支給事務手続を調査した。

その結果、区福祉課の支給事務の状況について、現金の個別封入時における複数人による確認方法、区福祉課職員と民生委員との間における書面による現金の受渡確認及び区福祉課における敬老金保管高の管理簿の作成といった点について、現金の管理上必要となる確認手続が手引に明記されておらず、区役所によって運用が異なっており、市として統一的な運用が定められていなかった。

敬老金支給事務は、多額の現金の保管及び外部持ち出しを伴う点で、紛失等のおそれが高いため、厳正な管理が徹底されるよう、管理簿の作成等の確認手続を手引に明記し、市として統一的な運用を定められたい。（高齢福祉課）

なお、本件については、監査期間中に高齢福祉課により管理簿の作成等の確認手続が手引に明記され、必要な措置が講じられた。

### (2) 民生委員児童委員協議会補助金について

本市では、地域福祉の積極的な推進を図ることを目的として、民生委員児童委員協議会補助金交付要綱（以下「民児協補助金要綱」という。）に基づき、各学区の民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）に対して補助金を交付しており、その事務手続を区民生子ども課が行っている。

補助対象については、民児協補助金要綱において、各学区の民児協における

定例会の会場使用料、研修会の会場使用料・講師謝礼、敬老会行事等の経費などが列挙されている。視察研修を行った場合には、制度所管課である高齢福祉課（当時）から各区民生子ども課宛の通知において、各学区の民児協は視察先と研修内容を事業実績報告書に記入し、補助金の精算報告時に区民生子ども課へ提出することとされている。

各学区の民児協から区民生子ども課に提出された事業実績報告書を調査したところ、補助対象とされた視察研修について、視察先の記載はあるものの、研修内容が記載されていない事例が見受けられた。

平成27年 5月15日に公表された健康福祉局の監査結果において、適正な補助金の交付について意見を付したところであり、事業実績の確認は公金支出の適正を判断する重要な手続であることを踏まえ、精算報告時における事業実績報告書の記載内容の確認を徹底されたい。

（中川区民生子ども課、守山区民生子ども課）

### 3 財産管理事務

#### (1) 敬老パス臨時乗車証の管理簿について

本市では、高齢者の社会参加を支援し、高齢者の福祉の増進を図るため、65歳以上の希望者に対して所得に応じた負担金を徴収し、市営交通機関、ゆとりーとライン及びあおなみ線（以下「対象交通機関」という。）を無料で利用することができる敬老パスを交付している。

敬老パスの盗難や紛失等があった場合には、区福祉課又は支所区民福祉課の窓口において再交付申請を行うことができるが、再交付には一定期間を要するため、再交付申請の期間中であっても対象交通機関を無料で利用することができる敬老パス臨時乗車証（紙券）（以下「臨時乗車証」という。）を交付している。

この事務については、高齢福祉課が作成する名古屋市敬老パス事務取扱要綱及び敬老パス事務担当者会資料において、取扱いが定められており、臨時乗車証の交付の際には、敬老パス臨時乗車証交付管理簿（以下「臨時乗車証交付管理簿」という。）を作成し、交付状況を記載し管理することとされている。

今回の監査では、臨時乗車証交付管理簿による臨時乗車証の管理方法につい

て調査した。その結果、臨時乗車証交付管理簿には交付番号や氏名等の記載による払出し状況は記録されているものの、受高及び残高については記録がなく、決裁等により確認する様式とされていなかった。

臨時乗車証は、利用金額の上限がなく、示された有効期間内であれば対象交通機関を無料で利用することができることから、金券類に準じた厳正な管理が必要である。

高齢福祉課においては、事務の効率性を考慮しながら臨時乗車証が金券類に準じた厳正な取扱いとなるよう改められたい。 (高齢福祉課)

## (2) 老人福祉施設入所者に係る遺留金品の管理について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）においては、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由等により、居宅において養護を受けることが困難な者などについて、市町村は、必要に応じて民間の老人福祉施設等に入所を委託することなどが定められている。

この入所者が死亡した場合において、葬祭を行う者がいないときは、市町村が、入所先の老人福祉施設等にその葬祭を行うことを委託することができるとされており、この場合、死者の遺留の金銭及び有価証券等（以下「遺留金品」という。）を葬祭に要する費用に充てることができるとされている。

本市では、老人福祉法第27条による遺留金品取扱要綱（以下「遺留金品要綱」という。）において、区福祉課で遺留金品を保管する場合には、遺留金品整理簿（以下「整理簿」という。）を作成することとされている。なお、現金については、確認日の翌日までに歳入歳出外現金の保管金として納入し、その他の遺留金品については、区福祉課長が封印のうえ保管し、その後相続人の調査を行うこととされている。

遺留金品要綱に基づく遺留金品の管理の状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 遺留金品を金庫で保管しているものの、整理簿に記載がなく、発生の経緯等が不明となっているもの (守山区福祉課)

イ 遺留金品である現金を歳入歳出外現金の保管金として納入することなく、金庫内で保管しているもの (北区福祉課、昭和区福祉課)

ウ 遺留金品を封筒に入れ金庫等で保管しているものの、区福祉課長の封印がされていないもの

(北区福祉課、中村区福祉課、昭和区福祉課、中川区福祉課、  
守山区福祉課)

また、これらの事例のほかに、区福祉課が葬祭を行うことを委託した際に、預貯金を葬祭費に充てる取扱いについて、遺留金品要綱には定められていないことから、金融機関の協力のもと預貯金の払戻しを行い、葬祭費に充てている事例がある一方で、預貯金の払戻しまでは行っていない事例が見受けられ、区役所によって取扱いが異なっていた。

遺留金品は遺族に引き渡すため、一時的に管理している物であり、盗難や紛失のおそれがあることから、適正に管理する必要がある。守山区福祉課においては、発生の際緯等が不明となっている遺留金品について速やかに調査されたい。北区、中村区、昭和区、中川区及び守山区福祉課においては、遺留金品要綱に従い適正に管理されたい。

預貯金を葬祭費に充てる取扱いについて遺留金品要綱に記載がなく、区役所によって取扱いが異なることから、制度所管課である介護保険課においては、取扱いを遺留金品要綱に明記されたい。さらに、遺留金品の管理が適正に行われていない事例が多く、区役所で見受けられたことから、遺留金品の取扱いについて全ての区役所の状況を確認し、指導されたい。(介護保険課)

#### 4 行政運営事務

##### 介護保険料の口座振替手続について

中川区福祉課において、別人のデータ入力画面に口座情報を入力したこと及び入力結果の照合作業に確認漏れがあったことにより、約 9年間にわたり別人の口座から介護保険料を引き落としていたという事務処理誤りが、平成30年 3月に判明した。これを受けて介護保険課は、全ての区役所に対し調査を行い、同様の誤りが発生していないことを確認した。また、口座振替依頼書等とデータ入力の結果が記載された一覧表による照合作業を複数名で行うこと及び口座

振替対象者のリストによる新たな照合作業を行うことが、課長会議の場で周知された。

今回の監査において調査したところ、介護保険課が作成した介護保険料業務別研修テキスト（以下「テキスト」という。）には、照合作業を複数名で行うことは記載されておらず、また、新たな照合作業についても、適宜口座情報に誤りがないか確認することと記載されているのみであり、確認する内容、方法及び頻度について明記されておらず、周知された内容が反映されていなかった。

また、区福祉課における介護保険料の口座振替手続の事務処理状況について調査したところ、北区、中村区及び港区福祉課においては、テキストにより毎月行うことと定められている、口座振替依頼書等とデータ入力の結果が記載された一覧表による照合作業が行われていない状況であった。

介護保険課においては、照合作業を複数名で行うこと及び新たな照合作業について確認する内容、方法及び頻度をテキストに明記されたい。

（介護保険課）

北区、中村区及び港区福祉課においては、テキストに従い照合作業を実施されたい。

（北区福祉課、中村区福祉課、港区福祉課）

なお、監査期間中にテキストへの明記が行われ、介護保険課については必要な措置が講じられた。

## 第4 意見

### 1 地域包括ケアシステムの構築について

介護を必要とする高齢者が急激に増加する2025年を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現することが全国の自治体で進められている。

本市では、この施策を高齢福祉部が主体となって推進し、区を単位として地域包括ケアシステムを構築することとしており、高齢者福祉及び介護保険事業の推進計画である「はつらつ長寿プランなごや」（以下「プラン」という。）の第7期である2018年度のプランからは、16の施策（図1参照）を展開している。

これまで本市においては、切れ目のないサービスを受けることができるよう、在宅医療・介護連携支援センターを全区で運営するとともに、自宅訪問等を行う認知症初期集中支援チームを高齢者福祉の総合相談窓口であるいきいき支援センター全てに設置するなどの取組みをプランに基づき進めてきた。

しかしながら、第7期のプランの策定にあたって行われた実態調査において、介護予防に取り組んでいないと回答した人は約7割であり、いきいき支援センターを知らないと回答した人は若年者で約5割、高齢者で約4割、また、認知症施策の認知度は約1～3割という結果であり、介護予防活動をはじめとする施策の周知が十分ではない状況である。

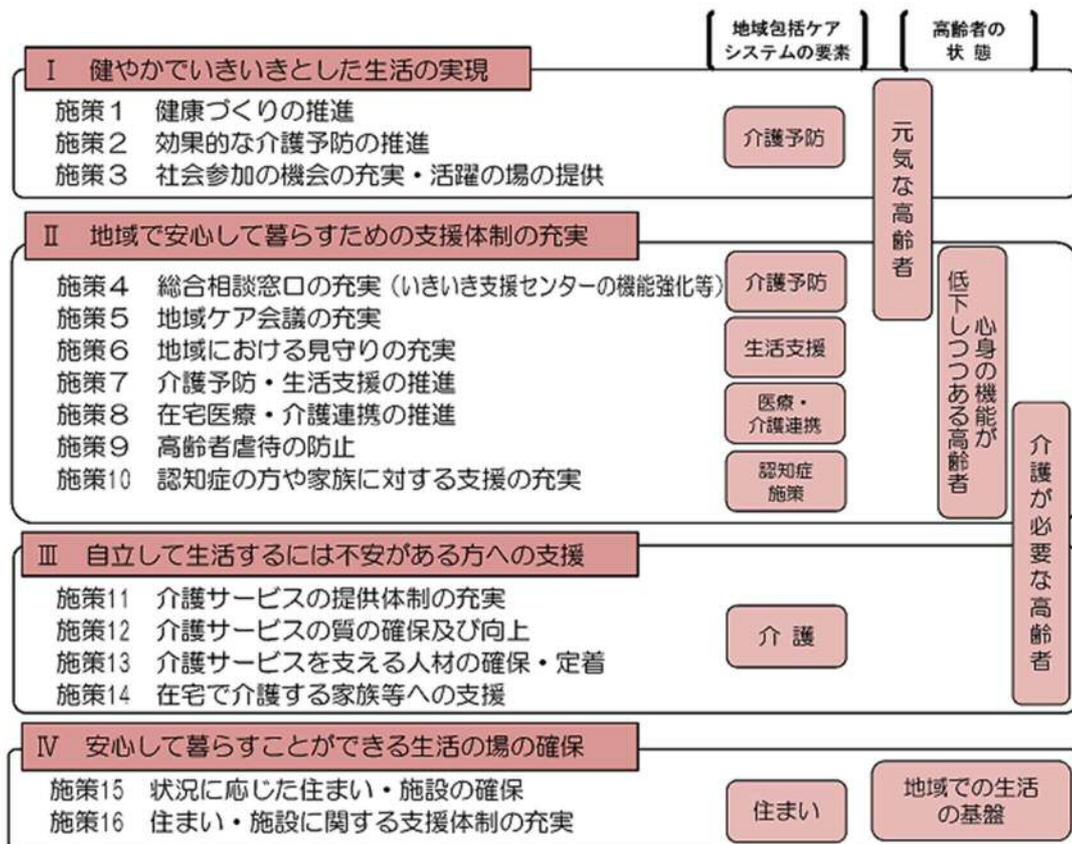
地域における福祉の中心的な役割を担う区役所においては、今年4月に行われた保健部門と福祉部門の組織一元化を契機として、各区地域包括ケア推進会議<sup>(注)</sup>において、保健師の有する地域の介護予防活動の状況などの地域情報をもとに、構成員をはじめとする関係者と介護予防活動の普及や各施策の認知度の向上について協議し、連携して取り組むことで、高齢者が地域で安心して暮らすための啓発、支援の充実を図られたい。

さらに、健康福祉局においては、各区地域包括ケア推進会議を始めとした活動の場に積極的に出向き、その実情や課題を把握し、市施策への反映や好事例の他区への横展開を進めるとともに、関係局及び医師会を始めとする関係団体と緊密

な連携を図り、2025年に向けた地域包括ケアシステムの実現に今後も着実に努められたい。

(注) 医師会等の医療関係団体、介護支援専門員、介護事業者、民生委員などを構成員とする会議であり、区役所及びいきいき支援センターが事務局となり、地域課題の把握・共有・対応策の検討などの取りまとめを行っている。

図 1 「はつらつ長寿プランなごや2018 第 3章 施策の展開」より引用



## 2 区役所における監査指摘事項への対応について

平成29年 9月11日に公表された区役所監査（以下「平成29年度区役所監査」という。）の結果において、引取者のない遺体に係る遺留金の管理や生活保護受給者等に係る遺留金などの預り金については是正改善を求める指摘を行った。併せて、区長を始めとした役職者がリーダーシップを発揮して、事務のチェック機能の強化を図るよう意見を付したところである。

さらに、この平成29年度区役所監査の対象としなかった区役所に対しては、その指摘事項と同様の事例が発生していないか、自主点検と改善を求め、適正な事務執行を促したところである。

今回、健康福祉局高齢福祉部の関連事務について区役所を対象とした監査を実施したところ、指摘事項に述べたように、多くの区役所において、老人福祉施設入所者に係る遺留金品を金庫等で保管する際の取扱いなどについて、遺留金品要綱に従った管理がなされていないことが確認された。

今回の区福祉課における遺留金品の管理については、平成29年度区役所監査の際の指摘事項やその後の自主点検の対象ではないが、同類の事務であり、自主的に是正改善が行われて当然の事務であると考えられる。

さらに、今回の監査では、遺留金品の管理だけでなく、これまでの監査において、区役所に対し指摘している債権の管理、補助金の支給に係る事務についても、同様の指摘事項が見受けられたことは極めて遺憾である。このことは、名古屋市の組織にとって喫緊の課題である「内部統制体制」の構築を職員が意識していないことの表れではないかと危惧される。

各区役所においては、これまでの監査の指摘事項を踏まえ、類似の事務処理誤りはないか組織全体で再確認を行い、区役所全体の日常業務に潜むリスクを抑制し、実効性のある具体的な対策を講じられたい。

監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査

監 査 対 象 健康福祉局  
財 政 局  
契約部（健康福祉局関連事務に限る。）

監 査 期 間 平成30年 4月13日から  
平成30年 9月 6日まで

監 査 結 果

## 第1 監査の実施方法

今回の監査では、健康福祉局における平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日までに完了及び平成30年 3月31日時点で施行中の工事並びに調査・設計及び保守管理委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	228	31	13.6	136	52	38.2
委託	83	26	31.3	212	168	79.2

監査にあたっては、設計・積算・施工・検査・維持管理業務及び委託業務などが適正に執行されているかといった視点に加え、施設の修繕工事において、利用者に配慮した設計・施工となっているか、施設の維持管理が適切に行われているかなどに着眼して、書類調査及び現地調査を行った。

## 第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

## 1 指摘事項

### (1) 施工

福祉都市環境整備指針に基づいた案内用図記号の表示について

### (2) 維持管理業務

産業廃棄物の適正な処理について

## 第3 指 摘 事 項

### 1 施工

#### 福祉都市環境整備指針に基づいた案内用図記号の表示について

福祉都市環境整備指針（以下「整備指針」という。）では、誰もが安心して利用できるよう標準的な技術的基準を定めている。平成29年 3月に改定された整備指針は、公共建築物における一般用トイレの便房内に乳幼児を連れた利用者などに配慮した設備を設置した場合は、トイレの出入口付近や便房の戸に当該設備が備わっている旨を案内用図記号<sup>(注)</sup>により表示することなどを定めている。

健康福祉局が発注した保健所における一般用トイレの改修工事において、案内用図記号の表示などが整備指針に基づいているか確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 「名東保健所トイレ改修建築工事」では、便房内までベビーカーが利用できる改修などを行っていたが、トイレの出入口付近にベビーカーが利用できる旨の案内用図記号が表示されていなかった。

イ 「中川保健所トイレ改修工事」及び「中川保健所富田分室トイレ改修工事」では、便房内に乳幼児用いすを設置していたが、トイレの出入口付近に乳幼児用いすが備わっている旨の案内用図記号が表示されていなかった。

本件のように一般用トイレの改修などを行う際は、安心して利用できるよう

利用者に配慮した設備が設置されている旨を、トイレの出入口付近からわかりやすく表示する必要があると考えられる。健康福祉局は、整備指針を所管しているにもかかわらず、改定された整備指針の具体的な表示を十分認識して整備していなかった。改定された整備指針に基づき速やかに改善されたい。

(保健医療課)

なお、健康福祉局においては、指摘に基づき平成30年 8月までにトイレの出入口付近に案内用図記号を表示した。

(注) 案内用図記号

文字情報だけでは伝わりづらい情報を記号化したもの。

ベビーカー

乳幼児用いす



案内用図記号の例

## 2 維持管理業務

### 産業廃棄物の適正な処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）（以下「廃棄物処理法」という。）では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めている。また、産業廃棄物を適正に処理するにあたり、事業者が運搬又は処分を他人に委託する場合においては、運搬又は処分の許可を受けた者にそれぞれ委託し、当該委託に係る産業廃棄物の種類や数量等を記載した産業廃棄物管理票<sup>(注1)</sup>を交付しなければならないこととされている。

「厚生院における設備管理業務委託」では、当施設における冷暖房設備の機器点検、消防設備の法定点検及び保守業務などと併せて、グリストラップ<sup>(注2)</sup>及び雑排水槽<sup>(注3)</sup>内の清掃と堆積物の運搬及び処分を行う清掃業務を委託していた。その堆積物は産業廃棄物の汚泥に該当するため、事業者である健康福祉局に対して適正に処理しているか確認したところ、事業者としての認識がなく、廃棄物処理法に基づく運搬及び処分の許可を受けていない者と契約して

おり、産業廃棄物管理票の交付も行っていなかった。なお、運搬及び処分については受注者が許可を受けた者に委託し、産業廃棄物管理票の交付を行っていた。

産業廃棄物の処理については、これまでの他局の定期監査においても再三指摘しているところであり、このような事例が見受けられたのは誠に遺憾である。産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬又は処分の許可を受けた者との契約や産業廃棄物管理票の交付など、事業者としての責務を認識し、廃棄物処理法に基づき適正に実施されたい。(厚生院)

(注1) 産業廃棄物管理票

事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、事業者として産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するための管理票

(注2) グリストラップ

厨房から油などを含んだ排水が直接下水道に入り込むことを防ぐために、油などを分離して溜める槽

(注3) 雑排水槽

揚水して下水へ排水するために、洗面所、浴室などからの排水を一時的に溜める槽

## 農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成30年 9月14日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

### 1 開催日時

平成30年 9月20日（木）午後 2時00分

### 2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室  
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

### 3 議案

第68号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第69号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第70号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第71号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第72号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第73号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

第74号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集について

第75号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部改正について

名古屋市農業委員会事務局農政課